

6. 業務方法書

(業務)

第 1 条 当会社の業務は、この業務方法書の定めるところによります。

(業務の運営)

第 2 条

当社が定款に基づいて行う受託事業は、前受業務保証金供託委託契約（以下「供託委託契約」という。）の委託者を、公平かつ厳正に選定することによって、前払式特定取引業の健全な発展に寄与するよう運営するものとします。

(受託事業の目的の範囲)

第 3 条

当社の受託事業は、割賦販売法（以下「法」という。）第 35 条の 3 の 6 1 に基づく許可を受けた前払式特定取引業者または法附則第 7 条第 1 項により許可を受けたものとみなされる前払式特定取引業者であって、当社に出資した者または受託事業基金を預託した者が行う前払式特定取引業に係わる受託事業とします。

(受託限度)

第 4 条

当社の受託限度額は、直前基準日現在における当社の自己資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金および、その他の項目の合計額をいう。第 5 条において同じ。）および受託事業基金の合計額の 2.5 倍に相当する額を超えることができないものとします。

(一供託委託者に対する受託限度)

第 5 条

供託委託契約の委託者（以下「委託者」という。）一人に係る当社の受託の限度額は、直前基準日現在における当社の自己資本と、受託事業基金に 50%以下の率を乗じた額の合計額に相当する額とします。

ただし、当該限度額を超える部分に応じて、原則として有価証券が担保として提供されたときは、当該限度額を超えて受託することができるものとします。

(供託委託契約の申し込みおよび締結に関する手続き)

第 6 条

当会社との間に供託委託契約を締結しようとする者は、予め、当会社が別に定める前受業務保証金供託委託基本契約書に、次に掲げる書類を添えて申し込むものとします。

ただし、当該申込者がみなし許可前払式特定取引業者である場合においては、当会社において別途本条本文に準じて定める書類を添えて申し込むものとします。

- 一、法人経歴書（過去の事業実績の概要および役員の経歴が記載されていること）。
- 二、最近の決算期における貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書。
- 三、法人登記簿謄本。
- 四、前払式特定取引業の許可を受けていることを明らかにする書面。
- 五、その他審査に必要な書類。

2. 当会社は、前項の書類その他必要な事項について公正な審査を行い、適当と認めた場合に、申込者との間に前受業務保証金供託委託基本契約（以下「基本契約」という。）を締結するものとします。

(供託委託契約の締結に関する手続き)

第 7 条

前条の基本契約を締結した者で、当会社との間に法第35条の3の62において準用する法第18条の3に定める前受金保全措置として供託委託契約を締結しようとする者は、当会社が別に定める前受業務保証金供託委託個別申込書に、前条第1項の各号に掲げる書類のうち当会社が必要とする書類を添えて申し込むものとします。

2. 当会社は、公正な審査を行い、適当と認めた場合に、申込者との間に供託委託契約を締結するものとします。

(担保および保証人)

第 8 条

当会社は、供託委託契約の締結に際し、前受業務保証金供託委託契約額（以下「受託額」という。）を保全するために必要な額の有価証券または不動産を担保として提供させるものとし、担保差入証等の書類の差し入れを受けるものとします。ただし、担保を提供させる必要がないと認められるときは、この限りではありません。

2. 当会社は、供託委託契約の締結に際し、原則として、当会社が適当と認める保証人を立てさせるものとし、連帯保証書の差し入れを受けるものとします。

(委託手数料)

第 9 条

委託者は、当会社に対し、次に定める金額を当会社の定める期日までに支払わなければならないものとします。

- 一、 供託委託契約の受託額に対し、年率0.1%から1.0%の範囲内で定めた委託手数料率を契約期間に乗じて算出した委託手数料。

この料率は、当会社の収益状況等に応じ取締役会の決定により変動させることができるものとします。

- 二、 供託委託契約締結に要した費用。

(供託委託契約締結拒否の基準)

第 10 条

当会社は、次の各号の一に該当する者については、供託委託契約の締結を拒否するものとします。

- 一、 第6条および第7条の提出書類に重要なことを記載せずまたは不実のことを記載した者。
- 二、 当会社の定める審査基準に合致しない者。
- 三、 その他当会社の内規により適当でないと判断した者。

(委託者の業務および財産状況の調査方法)

第 11 条

当会社は、委託者の経営に関し必要があるときは、委託者に説明を求め、必要書類（第三者作成のものを含む）を閲覧することができるものとします。

2. 当会社は、供託委託契約に関し必要があるときは、立ち入り調査を行うことができるものとします。

3. 当会社は、前受業務保証金供託委託契約約款に基づく供託に関し必要があるときは、委託者に説明を求め、必要書類について調査を行うことができるものとします。

(責任準備金の計上)

第 12 条

当会社は、事業年度末においてまだ経過していない供託委託契約があるときは、次の各号に掲げる金額のうちいずれか多い金額を、事業年度ごとに責任準備金として計上しなければならないものとします。

- 一、当該供託委託契約の契約期間のうち、まだ経過していない期間に対応する委託手数料の総額に相当する金額。
- 二、当該事業年度において受領した委託手数料の総額から、当該委託手数料に係わる供託委託契約に基づいて供託した前受業務保証金（当該前受業務保証金の供託による委託者からの収入金を除く。）、当該委託手数料に係わる供託委託契約のために積み立てるべき供託備金および当該事業年度の事業費の合計額を控除した残額に相当する金額。

（供託備金の積み立て）

第13条

当社は、決算期ごとに次の各号の一に掲げる金額がある場合は、供託備金として、当該各号に掲げる金額を積み立てます。

- 一、供託委託契約に基づいて供託すべき前受業務保証金の額のうち決算期までにその供託が終わらないものがある場合においては、その金額。
- 二、供託委託契約に基づいて供託する義務が生じたと認められる前受業務保証金の額がある場合においては、その供託すべきものと認められる金額。
- 三、現に前受業務保証金の額について訴訟が係属しているために供託していないものがある場合においては、その金額。

（財産の運用方法）

第14条

当社の財産の運用は、次の各号に適合した基本方針に基づいて行うものとします。なお、基本方針は、取締役会の承認を得るものとします。

- 一、公的年金などの資金運用に関する政府の方針に沿ったものであること。
- 二、財産の毀損リスクが限定された安全かつ効率的なものであること。
- 三、供託還付に備えるため、流動性が確保されたものであること。
- 四、受託事業基金口については、原則として安全な元本保証型の債券で運用されるものであること。

2. 当社の財産の運用の体制は、次のとおりとします。

- 一、常勤役員等から構成される資産運用委員会において、基本方針に基づく財産の運用の具体的方針、目標等について定期的に審議・決定し、取締役会に報告します。
- 二、当社が直接に行うことが適当ではないと認められる金融商品については、外部の資産運用機関への委託を行うこととします。

3. 当会社の財産は、次に掲げる国内または海外で発行される金融商品で運用するものとし、それ以外のものは、取締役会の承認を得なければならないものとします。

- 一、銀行預金または金銭信託
- 二、有価証券